

野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月6日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第3号

野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則（令和2年野田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第4号及び第5号」を「第2号及び第3号」に改める。
別表第3に次のように加える。

<p>16 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。以下この号において同じ。）が養育している子（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子及び配偶者の子を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又は会計年度任用職員の孫（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の</p>	<p>一の年度において7日（子を2人以上養育する会計年度任用職員にあつては、7日に当該2人目の子は3日を、3人目以降の子1人につき2日を加えた日数）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める期間）の範囲内の期間</p>
---	--

<p> 中学部に在籍している者を含む。) であって、当該会計年度任用職員と同居しているものに限る。) (以下この号において「子等」という。) の看護 (負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は疾病の予防を図るために子等に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は子等が在籍する保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部その他これらに類する施設若しくは子等が在籍することとなる保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校その他これらに類する施設が実施する行事に参加する場合 </p>	
<p> 17 条例第12条に規定する要介護者 (以下「要介護者」という。) の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員 (1週間の勤務日が3日以上とされている </p>	<p> 一の年度において5日 (要介護者が2人以上の場合にあつては、10日) (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間) の範囲内の期間 </p>

者又は週以外の期間によって勤務日
が定められている者で1年間の
勤務日が121日以上であるもの
であって、6月以上の任期が定め
られているもの又は6月以上継続
勤務しているものに限る。)が、
当該世話を行うため勤務しないこ
とが相当であると認められる場合

別表第4中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。